

# 美容所開設までの手続き

## 事前相談

・ 函面等を持参の上、保健所にご相談ください。

## 書類の提出

・ 必要書類をご用意の上、開設予定日までの日数に余裕をもって提出してください。

## 施設検査

・ 施設完成後、保健所の監視員が検査に伺います。営業者の立会いをお願いします。

## 確認証の交付

・ 確認証を発行したら連絡します。保健所で受領してください。（受領時にサインをいただきます。）

## 開設

・ 確認証の再発行はできません。紛失しないよう、大切に保管してください。

## 書類提出の際にご用意いただくもの

- ① 美容所開設届（一宮市が定める様式を使用してください）
- ② 美容師免許証（本証を提示してください）
- ③ 医師の診断書（結核・皮膚疾患の有無がわかる、1年以内のもの）
- ④ 管理美容師講習会修了証とその写し（写しを提出し、併せて本証を提示してください）  
※ 美容師が2人以上勤務する美容所には、**管理美容師**を置く必要があります。
- ⑤ （外国人が開設する場合）住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。）
- ⑥ 手数料（17,000円）

## <問い合わせ>

一宮市保健所 保健予防課 生活衛生グループ  
0586-52-3855（直通）

# 美容所の構造設備基準

待合所と作業所の明確な区分  
容易に動かし難いもの（ショーケース、つい立て等）で明確に区分を行うこと。

作業所・待合所の床面積※  
・作業所： 待合所の面積は含めず、最低13㎡以上必要。  
・待合所： 作業所の面積の8分の1以上必要。

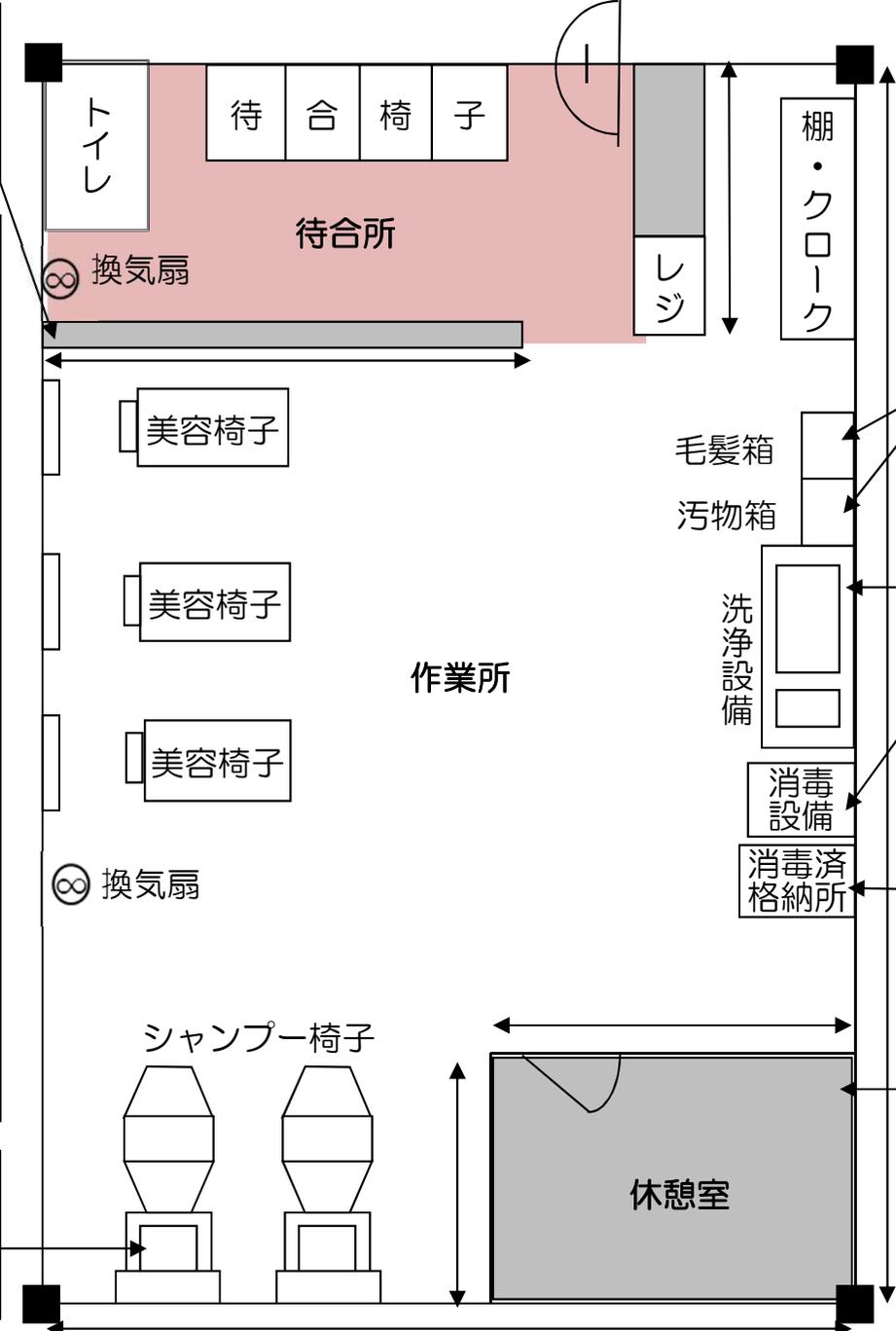
美容椅子の数と作業所床面積※  
作業所床面積は、美容椅子2台までは13㎡以上。  
1台増やすごとに、3㎡以上の床面積が必要。

※ 面積は内寸で算定すること。

(参考)  
椅子の数に対して必要な最低面積

椅子台数	~2台	3台	4台	5台
作業面積 ㎡	13	16	19	22
待合面積 ㎡	1.7	2	2.4	2.8
総床面積 ㎡ (最小限)	14.7	18	21.4	24.8

洗髪設備  
排水が完全に行われる設備であること。



床、腰板の材料  
コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用すること。  
じゅうたんやカーペットは不可。

採光及び照明の設備  
作業面の照度を100ルクス以上とすること。

汚物箱及び毛髪箱  
ふたつきのものを備えること。

器具や手指の洗浄設備  
排水が完全に行われる設備で、トイレの手洗い設備とは別に設けること。

消毒設備  
一箇所に設けること。

消毒済の布片及び器具  
清潔な容器に納め、未消毒の物と区分すること。

居住室、休憩室との区分  
隔壁等により完全に区分されていること。

換気設備  
二酸化炭素（炭酸ガス）濃度 5cm<sup>3</sup>/L以下に保てる設備。